

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で 通院中の患者さんへ

診療報酬改定に伴い、令和 6 年 6 月 1 日から、脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかで受診の患者さんは、生活習慣病管理料を算定させていただきます。その為には、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意のうえ、署名をいただくことが必要です。

対象の疾患で通院中の患者さんに、療養計画を策定することで、より総合的な治療管理をさせていただきます。

ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

当院では、患者さんの状態に応じて、

- ・ 28 日以上の長期処方を行うこと**
- ・ リフィル処方せんを発行すること**

のいずれにも対応が可能です。

※長期処方、リフィル処方せんの対応は、患者さんの状態に応じて、担当医が判断いたします。

福岡大学西新病院